

(別紙)

1 質問項目及び内容

1、脱法ハーブを含む違法（脱法） ドラッグに対する対応について

（1）三重県内における販売の疑いがある店舗等の把握、また当該店舗等に対して指導はどのようにしているのか。

2 回答

県では、医療機関からの健康被害情報、保健所や県警察本部等の相談窓口への相談情報などの情報の収集や情報共有を強化するとともに、インターネット監視をさらに強化することにより、販売実態の把握に努めています。

また、県、県警察本部等の関係機関が、巡回、監視を強化することで、販売の疑いがある店舗の把握を徹底するとともに、立入検査については県警察本部等と合同で行っています。その際、危険ドラッグの疑いのある製品については、販売を自粛するよう指導しています。

さらに、昨今の社会情勢を鑑み、7月24日には、県警察本部や厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部等と合同で、販売の疑いのある店舗に対し、緊急立入検査を実施しました。

1 質問項目及び内容

1、脱法ハーブを含む違法（脱法） ドラッグに対する対応について

（2）他の地方自治体では独自に薬物濫用防止の条例制定もしくは検討をされているが、三重県ではどのように考えているのか。

2 回答

危険ドラッグについては、国が薬事法に基づく指定薬物に指定することで、製造、販売、所持、使用等を禁止していますが、指定手続きに一定の期間を要することから、一部の都府県では、危険ドラッグを知事指定薬物として指定し、必要な規制を行うことを目的として、独自に薬物濫用防止に係る条例を制定しています。

一方、国は、平成26年6月に池袋で起きた交通事故を受け、指定薬物の緊急の特例指定を行うなどのより迅速な指定や、無承認医薬品としての取締手法の検討等の対策強化を図ることとしています。県としては、これらの対策は、条例制定と同様の効果が見込まれることから、国の意向も確認したうえで、条例制定の必要性はないと考えています。

また、危険ドラッグのさらなる乱用拡大を防止するため、7月25日に県警察本部や厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部等の関係機関による「危険

「ドラッグ緊急対策連絡会議」を開催し、

- ①県警察本部等の関係機関と連携した情報収集とインターネット監視による販売実態の把握の強化、巡回、監視による店舗把握の強化
- ②関係機関による合同立入検査の実施等による取り締まりの強化
- ③緊急街頭啓発等による「危険ドラッグ」の危険性に関する啓発の強化を緊急対策として取りまとめたところであり、関係機関と連携して危険ドラッグの乱用防止に一層取り組んでまいります。

## 1 質問項目及び内容

- 1、脱法ハーブを含む違法（脱法）ドラッグに対する対応について
  - (3) 最近の時勢を鑑み、三重県民に対する違法（脱法）ドラッグの危険性を周知するための啓発活動はどのようにしていくのか。

## 2 回答

危険ドラッグの危険性に関する啓発活動については、薬物クリーンみえ推進協議会等の関係団体と協力して実施する「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬覚醒剤乱用防止運動などの街頭啓発で県民に対し広く啓発を行うとともに、FM放送や県ホームページで注意喚起を図っています。

また、教育委員会と連携し、各学校において開催する「薬物乱用防止教室」により、児童生徒に対する啓発・指導に努めています。

さらに、これらの取組に加え、緊急対策として、危険ドラッグの危険性に関するリーフレット等を作成し、大規模ショッピングセンターや駅前等で街頭啓発等を実施するとともに、自動車運転者を対象とした啓発活動を実施するなど、啓発活動の強化を図ります。

## 〔参考〕

いわゆる「脱法ドラッグ」については、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）から、平成26年7月22日付け府政共生第644号「合法ハーブ等と称して販売される薬物等（いわゆる「脱法ドラッグ」）に代わる新たな名称（「危険ドラッグ」）の利用促進について（依頼）」で、「危険ドラッグ」という呼称で統一するよう依頼がありましたので、回答においては、「危険ドラッグ」という呼称を使用しています。